

手引修正の概要

第10回議会改革推進会議の資料2「政務活動費の手引（案）第2校」を修正しました。内容は以下のとおりです。

○ガソリン代（p 9）

より明確になるよう記載内容の追記、削除を行いました。

- ・「※使用実態による充当の場合は自動車使用記録簿により文書で明確に説明できることが必要」を追記
- ・「《充当計算式》 充当額＝年間リース料×（政務活動に要した走行キロ数÷全走行キロ数）」を追記
- ・「・自動車運転記録簿は議長宛、提出することとする。」を削除

○事務所費（p 12）

一部語句を削除し修文しました。

- ・ただし、当該法人が宅地建物取引業の許可を得て業としている法人に該当するものについてはこの限りでない。 ※下線部削除
- ↓
- ・ただし、当該法人が賃貸を業としている法人に該当するものについてはこの限りでない。 ※下線部追加

○リース代（p 15）

曖昧な記載を削除

- ・「⑥リース車の選定に際しては、政務活動に適切な車種とし、誤解を受けることのないように留意すること」を削除

○選挙期間中の政務活動の充当基準（p 17）

基準となる按分率を設定しないので、充当割合を例示することが不適切であるため、ページ全部を削除しました、

その他、条例改正案については、現時点では修正を加えていません。

（平成29年2月20日現在）